

# 千葉県多文化共生推進プラン

## 骨子案

千葉県

# — 目 次 —

## 第1 プランについて

1	プラン策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	プランの位置づけ	1

## 第2 プラン策定の背景

1	多文化共生を取り巻く社会情勢	2
2	本県の外国人県民の現状と課題	3

## 第3 プラン策定の基本的な考え方

5

## 第4 多文化共生施策の体系・展開

7

### 【施策目標Ⅰ】

1	多文化共生意識の醸成	8
2	外国人県民の活躍の場づくり	10

### 【施策目標Ⅱ】

1	コミュニケーション支援	11
2	子どもの教育環境の整備	13
3	住宅・医療・保健・福祉の充実	15
4	防災・防犯・交通安全対策の推進	17
5	雇用・就労の促進	19

## 第5 プランの推進体制・進行管理

21

# 第1 プランについて

## 1 プラン策定の趣旨

少子高齢化に伴う人口減少社会の進展に対して、日本で暮らす外国人数は増加傾向にあり、本県では平成30年末時点で15万人を超える多様な国々の外国人県民が暮らしています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、県民の異文化理解の促進や交流機会の増加が見込まれます。

こうした中、地域全体のダイバーシティを推進し、本県の活力を将来に渡り維持していくために、外国人県民を「地域社会の担い手」としてとらえ、言語・文化・習慣の異なる県民同士が共生していくための社会づくりが求められています。

そこで、多文化共生の理念や方向性を市町村や関係団体と共有するとともに、県のような多文化共生施策を効率的・効果的に進めるため、取組を体系的に整理した「千葉県多文化共生推進プラン」を新たに策定するものです。

なお、このプランにおける「外国人県民」は、日本国籍の有無にかかわらず、多様な言語や文化的背景を有する県民を広く対象とします。

## 2 計画期間

2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの3年間

## 3 プランの位置付け

千葉県総合計画の分野別計画として、関連する県の計画とも整合を図りながら、多文化共生社会づくりに関する本県の基本的な考え方を示し、千葉県における多文化共生施策を効率的・効果的に実施するために必要なことについて定めるものです。

## 第2 プラン策定の背景

### 1 多文化共生を取り巻く社会情勢

#### (1) 在留外国人数の現況

- ・ 日本に在留する外国人は平成 30（2018）年末時点で 273 万人、日本で就労する外国人は平成 30（2018）年 10 月末時点で 146 万人と、それぞれ過去最多を記録し、在留外国人数は、平成元（1989）年と比較して 2.7 倍以上の数に増加しています。
- ・ 国籍別では、中国（76.4 万人）、韓国（44.9 万人）、ベトナム（33.0 万人）、フィリピン（27.1 万人）、ブラジル（20.1 万人）が上位 5 か国です。
- ・ 都道府県別では、東京都の 56.7 万人が最多で全国の 20.8%を占め、以下、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県、千葉県と続いています。

#### (2) 国における多文化共生推進の取組

- ・ 総務省は平成 18 年 3 月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定及び計画的かつ総合的な推進について地方公共団体に通知しました。

#### (3) 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について

- ・ 日本に在留する外国人が増加の一途をたどるなか、新たな在留資格「特定技能」の創設（平成 31 年 4 月）も踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を平成 30 年 12 月に取りまとめました。

## 2 本県の外国人県民の現状と課題

### (1) 本県の外国人の現状

#### ア 外国人数の推移

- ・ 本県の外国人数は平成 30 (2018) 年末現在、153,500 人で過去最高となりました。都道府県別外国人数では全国で第 6 位となっています。
- ・ 平成 20 (2008) 年からの 10 年間で県人口と外国人数の増加率を比較すると、県人口 1.97%増に対し、外国人数は 35.81%増と大幅に増加しています。

#### イ 市町村別外国人数

- ・ 千葉市が 2 万 6,266 人で外国人全体の 17.1%を占め、以下、船橋市 1 万 7,959 人 (11.7%)、市川市 1 万 7,004 人 (11.1%)、松戸市 1 万 6,303 人 (10.6%)、柏市 8,937 人 (5.8%) と続き、上位 5 市で外国人全体 56.3%を占めています。

#### ウ 国・地域別外国人数

- ・ 平成 30 (2018) 年末現在では、中国が全体の 33.6%を占め、フィリピン、ベトナム、韓国・朝鮮、ネパールと続いています。特にベトナムは近年、人数の増加が著しく、外国人全体に対する構成比も年々上昇しています。平成 30 年末には、韓国・朝鮮を上回り、全体の 12.0%を占めています。

#### エ 在留資格別外国人数

- ・ 在留資格別では、人数の多い順に「永住者」、「留学」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能実習」、「家族滞在」となっています。

#### オ 年齢別外国人数

- ・ 20 代が 46,695 人と最も多く、その後に 30 代、40 代、50 代と続きます。千葉県人口の構成比と比較すると、外国人の方が 20 代、30 代の構成比が特に高くなっている一方、60 代以上が非常に低くなっています。

## (2) 外国人県民を取り巻く課題

- ・ 外国人県民の増加に伴い、課題も顕在化してきています。市町村の国際化施策に関するアンケート結果からは、外国人県民と日本人県民との共生や、外国人県民への支援についての課題が明らかになっています。
- ・ それぞれの課題内容を整理したところ、外国人県民が生活する上で、以下の3つが主な課題として挙げられます。

### ア 課題①：地域社会内との関わり

- ・ 外国人県民と日本人県民の共生を図るには住民同士のつながりが重要ですが、地域社会における交流機会の不足により外国人県民が孤立してしまうケースや、言葉や文化・生活習慣の違いによって両者の間に軋轢が生じてしまうことがあります。
- ・ このような課題の要因としては、外国人県民とそれを受け入れる地域社会の双方に、相互理解及び共生に向けた意識が十分に備わっておらず、お互いの存在に無関心であることが挙げられます。

### イ 課題②：生活者としての日本語能力

- ・ 外国人県民の中には、日常生活に必要な日本語能力が十分でないために、行政機関の窓口や病院での診察等で意思疎通に支障が生じ、生活に困難を抱える方が多くいます。
- ・ 既存の外国人県民コミュニティにおいては、社会生活・ライフサイクルが同コミュニティ内部で完結するため長期在留者にもかかわらず母語のまま生活する外国人県民もおり、日本語を話す子どもとの間の意思疎通が十分にできなくなるケースもあります。

### ウ 課題③：制度・生活に関する知識

- ・ 外国人県民は、居住、教育、医療・保健・福祉、防災、税金などの生活の各分野において、日本での生活に必要な制度情報や知識が十分に得られておらず、安心で安全な生活を送る上での障害となっています。

## 第3 プラン策定の基本的な考え方

- ・ 今後、外国人県民のさらなる増加が予想される中、課題解決に向けた取組を、効果的・効率的に進めていく必要があります。
- ・ 少子高齢化社会に対応して地域の持続可能性を保持するためには、「誰一人取り残されない」というSDGsの理念を踏まえつつ、外国人県民を支援対象としてだけでなく、生活者・地域住民としてとらえ、地域社会の担い手と認識し、外国人県民がその能力を最大限に発揮し活躍できる社会づくりが不可欠です。

### 1 基本目標

このような多文化共生の基本的な考え方を踏まえ、本プランでは基本目標を次のように掲げます。

#### 基本目標

外国人県民と日本人県民が、共に地域社会の一員として、安心して暮らし働き、活躍することのできる県づくり

### 2 施策目標

基本目標を実現するため、次の2つの施策目標を掲げます。

施策目標1：外国人県民と日本人県民が共に地域社会の一員として暮らし、活躍する県づくり

- ・ 多文化共生意識の醸成を図る取組や外国人県民と日本人県民の交流を通じ、相互に親しみを感じ地域社会の一員であることを理解してもらう施策を進めます。また、外国人県民が主体的に活躍できる機会の創出を行っていきます。

※SDGsについて：

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの開発目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。

## 施策目標 2 : 外国人県民が安心して暮らし、働ける県づくり

- 外国人県民向けの相談窓口や日本語教室の整備などの総合的なコミュニケーション支援をはじめ、子どもの教育、住宅、医療・保健・福祉、防災等の各分野における支援が充実するような取組を推進します。

### 外国人県民を取り巻く課題

#### 課題① : 地域社会内との 関わり

地域社会での交流機会の不足による孤立、言語や文化・生活習慣の違いによる日本人県民との軋轢

#### 課題② : 生活者としての 日本語能力

日本語能力が十分でないため、生活に必要な情報の入手や行政サービス等の利用が困難

#### 課題③ : 制度・生活に関する 知識

日本での生活に必要な制度情報や知識が十分に得られていないことにより、生活の各分野で困難に直面

#### 目指すべき姿

#### 【基本目標】

外国人県民と日本人県民が、共に地域社会の一員として、安心して暮らし働き、活躍することのできる県づくり

#### 施策目標 I

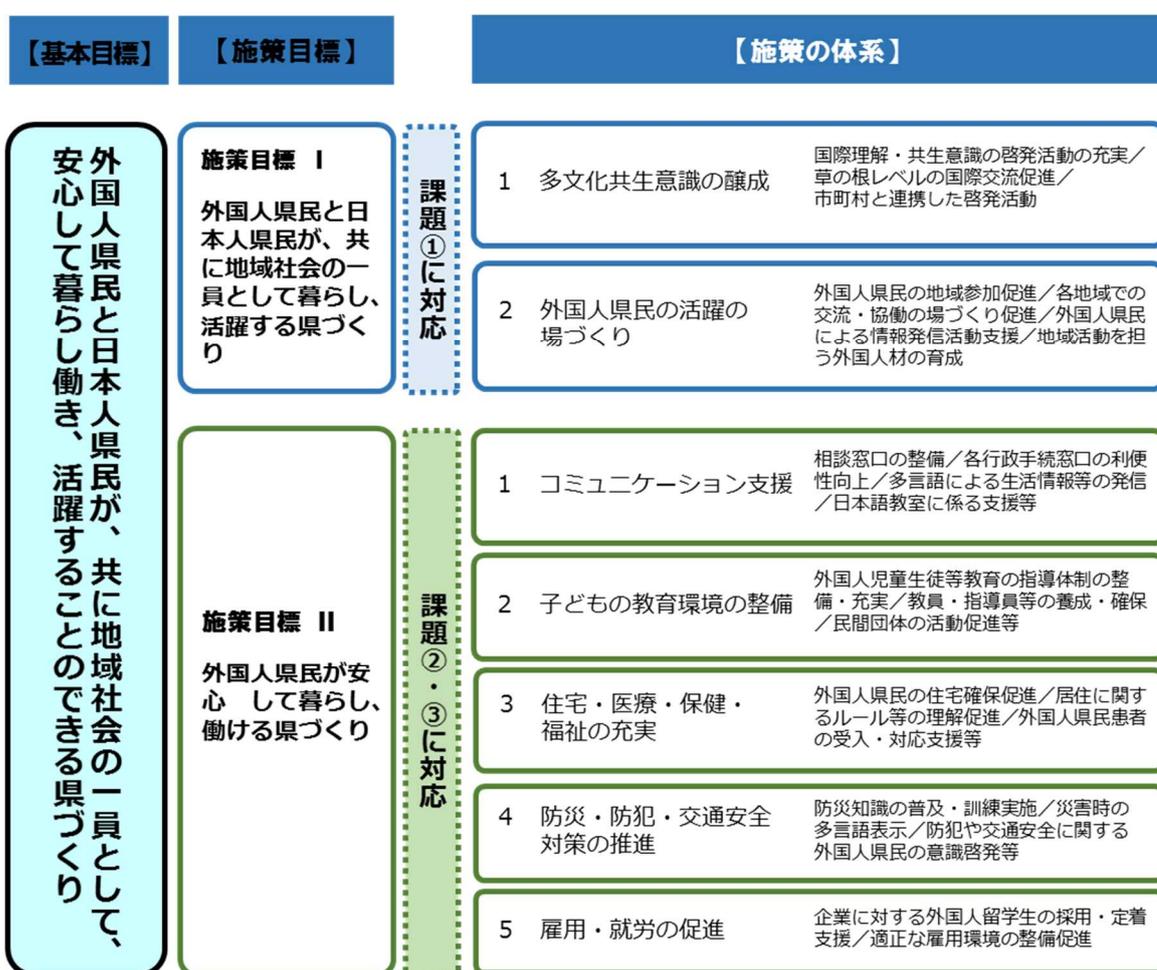
外国人県民と日本人県民が、共に地域社会の一員として暮らし、活躍する県づくり

#### 施策目標 II

外国人県民が安心して暮らし、働ける県づくり

## 第4 多文化共生施策の体系・展開

- 基本目標と施策目標を踏まえて、各課題を解決するための具体的な取組を整理すると、以下のとおりとなります。
- 次ページ以降では、施策ごとに、まず背景と取組の必要性を分析し、これに対して現在行っている取組状況及び取組上の課題を検討したのち、本プランの計画期間における取組の方向性を示します。



---

施策目標：I 外国人県民と日本人県民が、共に地域社会の一員  
として 暮らし、活躍する県づくり

---

## 1 多文化共生意識の醸成

### 【背景と取組の必要性】

- ・ 言語での意思疎通が十分にできないことや、相互の文化や生活習慣に対する理解不足等が、外国人県民が地域社会の中で孤立する要因となっています。
- ・ 外国人県民と地域住民がお互いの人権、文化、生活習慣を理解し尊重するための意識啓発を図る必要があります。
- ・ 草の根レベルの国際交流を行うことで、外国人県民と日本人県民との個人的で継続的な人間関係が生まれ、多文化共生意識の醸成が期待できます。

### 【取組状況】

- ・ 国際交流・協力団体との連携・協力により、県民の国際理解に資するセミナーや国際交流イベント、青少年向けの国際理解プログラムを実施しています。
- ・ 人権啓発指導者の育成や人権啓発活動事業など、外国人県民に関する人権の啓発・保護に向けた取組を実施しています。
- ・ ホームステイ等の受入れ推進や国際交流ボランティア制度の運営、青少年向け国際理解プログラムの実施により、草の根レベルの国際交流づくりに努めています。

### 【取組上の課題】

- ・ 国際理解や人権意識の啓発活動に、より多くの県民が参加し、国際理解を深められるように努めていく必要があります。
- ・ 国際交流活動の裾野を広げるために、ボランティアやホストファミリーの掘り起こしを進める必要があります。

### 【取組の方向性】

- ・ より多くの県民が国際理解を深め、外国人県民との共生に向けた意識が生まれるよう、参加者の掘り起こしや魅力ある国際理解プログラムづくりにより、啓発活動の充実に努めていきます。
- ・ ホームステイの受入れや交流イベントへの参加など、草の根レベルの国際交流を推進するとともに、ボランティアやホストファミリーの掘り起こしに努め、交流の拡大を図ります。
- ・ 市町村と連携し、外国人県民と日本人県民とが、同じ地域社会の一員としての意識を涵養していけるような啓発に努めます。

## 2 外国人県民の活躍の場づくり

### 【背景と取組の必要性】

- ・ 地域行事や文化活動、清掃活動等を通して、外国人県民と日本人県民とが実際に交流・協働して「顔の見える関係」を築いていくことで、住民間トラブルを予防し、外国人県民が活躍できる地域社会を築いていく必要があります。

### 【取組状況】

- ・ 交流・協働を促すため、市町村や国際交流協会等に対する先進的事例の紹介や外国人県民を対象とした地域イベント等の情報提供を行っています。
- ・ 県民を対象として、千葉の魅力を発掘・発信してもらう取組や災害時の外国人県民の支援等を担う人材の育成を行っています。

### 【取組上の課題】

- ・ 外国人県民と日本人県民との相互理解を図るため機会の提供や交流イベント等への参加促進が課題となっています。
- ・ 地域活動に自発的に参加し活躍する外国人県民を増やしていく必要があります。

### 【取組の方向性】

- ・ 市町村や国際交流協会と連携しながら、地域行事や文化活動、清掃活動等の地域づくり活動、防災ボランティア等の共助活動への外国人県民の参加を促します。
- ・ 地域における住民同士の交流・協働に係る先進的な取組やイベントの周知により、各地域での交流・協働の場づくりを促進します。
- ・ SNS等の情報発信ノウハウをもち、地域の魅力発信に関心のある外国人県民による情報発信活動を支援します。
- ・ 地域活動を担う外国人材の育成に努めます。

## 1 コミュニケーション支援

### 【背景と取組の必要性】

- ・ 県の各分野の相談窓口を多言語化し、どの分野でもスムーズに相談できる体制を整備することが求められています。また、迅速な解決を図るため、相談窓口と関係機関との連携を推進していく必要があります。
- ・ 日本社会で生活する上で必要な日本語教育を充実させる必要があります。また、日本人県民側も、やさしい日本語で外国人県民に情報を伝達することが望まれます。

### 【取組状況】

- ・ 外国人県民向け相談窓口の充実や専門相談の実施、相談員の派遣等により外国人県民の多様な相談ニーズに対応しています。
- ・ ホームページの多言語化や施設利用パンフレット類の多言語表記など、日常生活を送るうえで必要性の高い行政情報を中心に、多言語化の取組を進めています。
- ・ 平成30年度の千葉県国際交流センターの調査によると、平成30年10月現在で県内54市町村のうち、34の市町において146の日本語教室が開設されています。
- ・ 地域の日本語教室を支援するため、県では、日本語ボランティアを育成する講座や日本語ボランティア同士の情報交換の場づくり等を行っています。

### 【取組上の課題】

- ・ 相談窓口の連携先である各分野の担当部署において、多言語対応ができないケースが少なくないため、相談案件を解決するうえでの大きな課題となっています。
- ・ 行政情報の多言語化については、情報範囲・言語数ともに十分とは言えない状況です。
- ・ 日本語教室の運営を担う日本語ボランティア等の支援人材が不足しており、また

従事しているボランティアも高齢化が進んでいるのが現状です。新たな人材の育成や資質向上のための研修等の実施が必要です。

- ・ 技能実習生など外国人労働者による日本語教室の利用が大幅に増え、教室側の負担が増大しています。
- ・ 県内の 20 市町村には日本語教室が開設されておらず、日本語教育を受けられない空白域が生じています。

### 【取組の方向性】

- ・ 相談窓口については、通訳システムの導入による多言語化や専門相談の実施、市町村の相談窓口との連携や相談員向け研修による相談対応能力の向上等に努めてまいります。
- ・ 各種行政手続の窓口においては、職員の語学力向上や外部人材・ICT・多言語ツール等の整備・活用等により、外国人県民とのコミュニケーション能力の向上に努めてまいります。
- ・ 外国人県民がより多くの生活情報を入手し、生活の質の向上につなげられるよう、ホームページやパンフレット等において行政情報の多言語・やさしい日本語による提供を拡充していきます。
- ・ 外国人県民にもわかりやすく、利用しやすい行政サービスを実現するため、各種の行政手続書類や職員の実務研修等に多文化・多言語対応への配慮を反映させていきます。
- ・ ボランティアの高齢化に対応するため、日本語教室の後継ボランティアを育成します。
- ・ 日本語教室の新規設置や運営に係る課題解決のため、日本語教室間の交流を促進するとともに、広域的に日本語教室の運営支援を行うコーディネーターの設置を検討します。

## 2 子どもの教育環境の整備

### 【背景と取組の必要性】

- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、日本語能力の不足による学校への不適応や学習意欲の低下、周囲の児童生徒からの疎外等が生じる場合があります。また、保護者についても、学校との意思疎通に問題が生じていることがあります。
- ・ 外国人児童生徒の中には、高校への進学・卒業が困難である者もあり、就職等、社会生活を送るうえで不利な状況に置かれる傾向にあるため、適切な相談・支援や日本語指導を行う必要があります。

### 【取組状況】

- ・ 教育相談員の派遣や日本語指導学級の担当教師の配置等により、各学校における外国人児童生徒等に対する相談・支援や日本語指導に努めています。

### 【取組上の課題】

- ・ 教育相談員の派遣日数や時間数、情報共有が不足しており、日本語指導を必要とする児童生徒数の増加に対応が困難となっています。

### 【取組の方向性】

- ・ 拠点校等の事例やモデルの普及等により、外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実に努めます。
- ・ 教員・支援員等の配置拡充や支援員等の人材バンク登録システムの構築、研修の充実により、外国人児童生徒等教育に携わる教員・指導員等の養成・確保に努めます。
- ・ 地域の日本語教室や外国人児童生徒等を支援対象とする民間団体の活動を促進し、外国人児童生徒等の学習環境の充実に努めます。
- ・ 教員・支援員等による指導を通して外国人児童生徒等のキャリアビジョンの形成を支援し、就学・進学・就職を促進します。
- ・ 指導指針や手引き、教材等の作成・充実により、外国人児童生徒等教育におけ

る指導内容の改善・充実に努めます。

- ・ 幼稚園等との連携による就学前からの日本語初期指導等の取組を促進します。

### 3 住宅・医療・保健・福祉の充実

#### 【背景と取組の必要性】

- ・ 総務省行政評価局が在留外国人に対して実施した調査によれば、日本での生活環境の短所や困っている点について、37.2%の人が「住宅の確保が困難」である点を挙げています。また、外国人県民が住居を探す際に、日本語能力が十分でないために不動産事業者と契約を巡ってトラブルになったり、入居後も習慣の違いから日本の生活上のルールが理解できず、入居者同士や近隣住民とのトラブルが生じることもあります。
- ・ 外国人県民が医療機関等を受診する場合には、医療機関探しや診察時の意思疎通で困難を生じたり、文化・習慣の違いが要因となって医師、看護師、薬剤師等の説明が適切に伝わらず、医療サービスを適切に受けられない場合もあります。また社会保険制度に未加入の外国人県民もみられます。

#### 【取組状況】

- ・ 外国人県民を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅や居住支援を行う法人・団体等の情報提供を行っています。
- ・ 留学生に対し、住居に関する情報の提供及び助言を行う不動産事業者の登録・情報提供を行っています。
- ・ 救急医療外国語対訳問診表や対応可能な言語を含む医療機関に関する情報提供、外国人県民患者の受入に係る研修の実施、感染症発生時の電話通訳等の取組を行っています。

#### 【取組上の課題】

- ・ 外国人県民を対象としている居住支援法人の指定や住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録は少ない状況にあります。
- ・ 医療機関の情報提供システムについて、外国語の簡易操作マニュアルを提供しているものの、システムの画面が外国語対応となっておらず、外国人県民にわかり易いものになっていません。

- ・ 大規模な医療機関以外での外国人県民患者の受入体制はまだ十分ではありません。

#### 【取組の方向性】

- ・ 賃貸住宅の入居者及び賃貸人双方の不安を解消するための取組を進め、外国人県民を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び安定した居住の確保を促進します。
- ・ 県営住宅の契約事項や、生活上のルールに関する文書の多言語化など、外国人県民の理解を促進するための取組を進めていきます。
- ・ 救急医療機関が外国人患者を受け入れる際に使用できる多言語問診票の提供等、引き続き各医療機関が外国人県民に対応できる体制の支援を行います。
- ・ 国において、外国語に対応した全国統一的な医療機能情報の検索システムの構築を進めていることから、外国人県民が使いやすいシステムになるよう国に対して働きかけていきます。

## 4 防災・防犯・交通安全対策の推進

### 【背景と取組の必要性】

- ・ 外国人県民の中には、日本語が十分理解できないため災害情報や避難場所などに関する情報が得られず、また、災害の特性や防災という考え方を理解できない人たちもいるため、日頃の情報提供や啓発が必要です。
- ・ 災害発生時の円滑な自助・共助体制を構築するため、外国人県民を地域防災活動の担い手として育成していく必要があります。
- ・ 外国人県民に対しては、防犯や交通安全に関する十分な周知啓発が必要と考えられます。

### 【取組状況】

- ・ 防災啓発パンフレットによる平時からの周知、防災ポータルサイトによる災害情報や避難情報の多言語提供を実施しています。
- ・ 避難所の外国人県民被災者に対して多言語で情報提供等を行う災害時多言語支援センターの設置運営訓練及び運営ボランティアの育成等を実施しています。
- ・ 防犯対策や交通安全に関する啓発チラシの多言語化や、外国人県民向けに防犯講話・イベント等を実施しています。
- ・ 交通違反取締業務において、対象となる外国人県民に取締りや処分に関する説明を的確に伝達できるよう、多言語化した資料を作成・配布しています。

### 【取組上の課題】

- ・ 災害時多言語支援センターについては、実際の運営にあたり市町村及び市町村国際交流協会との連携が重要となるため、今後市町村等との連携を含めた運営体制づくりが必要となっています。
- ・ 防災知識の啓発や防災ボランティアの養成については、外国人県民の参加はごく一部に限られており、今後参加者を広げるための取組が必要となっています。また、より多くの外国人県民が防災情報にアクセスできるよう、関係機関の協力を得ながら広く周知を行う必要があります。

- ・ 防犯に係る意識啓発にあたっては、近年の治安情勢を踏まえ、特に啓発の必要性が高い項目及び言語を選定し、啓発資料等の作成を進める必要があります。

#### 【取組の方向性】

- ・ 外国人県民に対する防災知識の普及及び外国人県民向けの防災訓練の実施を引き続き推進します。
- ・ 災害時多言語表示シートの普及に努め、避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラムの使用を推進します。
- ・ 災害時多言語支援センターについて、市町村等との連携を含めた運営体制づくりを進めます。
- ・ 外国人県民による防災活動の担い手づくりを図ります。
- ・ 防犯や交通安全に係る意識啓発の各取組について、今後の外国人県民を取り巻く情勢や反響をみながら、必要な多言語対応や啓発内容の見直しを図ります。

## 5 雇用・就労の促進

### 【背景と取組の必要性】

- ・ 日本で就職を希望する外国人留学生は6割を超える一方、平成29年度に国内で大学(学部・院)を卒業・修了した留学生(24,636人)のうち、国内就職者(8,623人)の割合は約35%に留まっており、主な課題としては留学生向け求人少なさ、日本の就職活動の仕組みや働き方への理解不足、留学生の日本語能力不足等が挙げられています。
- ・ 本県における外国人の労働者数は、本県全体(331.4万人)のおよそ2%弱(約5万4千人)を占めていますが、日本の労働関係法令等に関する知識の不足により、労働条件等に関する問題が生じる場合があります。
- ・ 中小企業が、人的・物的資源に限りのある中、自力で情報やノウハウを十分に得て受入れ体制を整備することは難しい状況です。

### 【取組状況】

- ・ 県内中小企業を対象に、外国人留学生の雇用に関するセミナーを開催しています。
- ・ 団塊の世代が75歳以上となる2025年度に約2.8万人の人材不足が見込まれる介護分野への就職を促進するため、外国人留学生と介護施設とのマッチングや学費等の補助を実施しています。
- ・ ベトナムを始めとする外国の方が安心して介護分野で就労できるよう、生活や仕事上の悩みについてベトナム語や英語で相談できる相談窓口(千葉県外国人介護人材支援センター)を設置しています。
- ・ 千葉県外国人介護人材支援センターにおいて、外国人県民を受け入れる事業者を対象とした説明会や外国人介護職員の交流会などを実施しています。
- ・ 外国人材受入れに関する法制度や施策等の情報を県内企業に提供するとともに、関係機関と連携しながら企業や監理団体の個別相談対応を実施しています。

### 【取組上の課題】

- ・ 外国人留学生在卒業後も引き続き住み慣れた本県で働くことができるよう、外国人留学生在が抱える課題を踏まえながら、就労に向けた取組を進めていくことが必要です。
- ・ 外国人県民が日本人県民と同じように安全・安心な雇用環境の中で働けるよう、環境の整備を引き続き進めていく必要があります。
- ・ 雇用する企業側への情報提供を充実させていく必要があります。

### 【取組の方向性】

- ・ 外国人留学生在の採用を検討する企業に対して、採用や定着に向けた支援を行っていきます。
- ・ 外国人県民を雇用する企業や団体に対し、適正な雇用環境の整備を働きかけていきます。

## 第5 プランの推進体制・進行管理

### 1 プランの推進体制

多文化共生施策は生活全般の多様な分野に関わることから、関係主体が積極的かつ有機的に連携・協働して取り組んでいく必要があります。

そこで、各関係主体の役割を明確にした上で、必要な情報共有や連携を図り、本プランを推進してまいります。

県民	多文化共生における地域づくりの主役は、外国人県民と日本人県民であることから、両者がお互いの文化を尊重しつつ共に地域社会で生活する者として、相互理解を深め、安心して暮らし、働き、活躍していくことが期待されています。
県	多文化共生社会の実現に向けて、本プランを広く周知するとともに、広域自治体として、広域的・先導的な取組や市町村単体では対応が困難な施策の実施、県内関係団体の横断的な協力体制の構築により、多文化共生を推進します。
千葉県国際交流センター	県における多文化共生事業推進の中核的役割を担い、地域のニーズに応じた多様な支援やコーディネート機能の強化に取り組むことが求められています。
市町村	外国人県民に最も身近な基礎的自治体として、地域ごとの外国人県民の現状を把握し、実情に合わせた行政サービスを的確に提供できる体制を整備することが求められます。また、地域における共生意識の醸成について啓発等の取組を推進していく必要があります。
市町村国際交流協会	市町村と連携して、外国人県民に対する相談事業、多言語情報の提供支援、語学ボランティア・支援人材の育成、外国人県民と日本人県民との交流機会の提供等、地域の実情に応じた多様できめ細やかな多文化共生推進活動を実施することが期待されています。
NPO、ボランティア団体等	地域における外国人県民の実態を直接把握し支援を実施している団体であることから、行政を中心とした他団体との協働により、県全体の多文化共生支援策の充実に貢献することが期待されています。
国	中長期的視点に立って、外国人全般の受入れ方針及び外国人の日本人社会への適応に向けた施策にかかる体系的・総合的方針を策定し、地方自治体による多文化共生施策の実現に必要な財源措置及び支援を行うことが求められます。

<p><b>大学</b></p>	<p>研究機関として、多文化共生に関する学術的知見を活かして、行政や関係団体と連携した取り組みを実施していくことが期待されています。</p> <p>また、教育機関として、外国人留学生に対して高度な教育や生活に関する適切な支援を行うことによって、地域の経済活動の担い手となり得る人材を育成することが求められます。さらに、日本語教育人材等の多文化共生を担う人材の継続的育成を行うことも重要な役割となります。</p>
<p><b>学校（小学校・中学校・高等学校）</b></p>	<p>外国人児童生徒等の能力に応じた適切な日本語学習や教科学習指導により、児童の地域社会における生活基盤の確立を図ることが期待されています。</p>
<p><b>企業</b></p>	<p>外国人労働者の雇用にあたっては、労働関係法令を遵守し適正な労働環境の確保に努めるとともに、外国人労働者の日本語学習等の生活支援の充実を図っていく必要があります。</p>
<p><b>自治会・町内会</b></p>	<p>地域づくりにおいて中心的役割を果たす団体であることから、外国人県民の加入促進を図るとともに、地域イベントの実施、積極的参加を促し日本人県民の多文化理解を深化することによって多文化共生の地域づくりをすることが期待されています。</p>

## 2 進行管理

本プランが掲げる各種施策について、庁内各部局や各関係主体と連携しながら進行管理を行うとともに、多文化共生に関する社会情勢の変化や国の動向を踏まえて取組の方向性を検証し、必要な見直しを行います。